京都市障害者スポーツセンター条例施行規則

(利用許可の申請)

- 第1条 京都市障害者スポーツセンター条例(以下「条例」という。)第6条の規定により利用の許可を受けようとするものは、京都市障害者スポーツセンター利用許可申請書(第1号様式)を条例第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、条例第6条の規定によりプール、卓球室又はトレーニング 室の利用の許可を受けようとする者(個人で利用する場合に限る。)は、利用許可申請簿 (第2号様式)に必要な事項を記入しなければならない。
- 3 条例第5条第1号から第4号までに掲げる者が前項の規定により申請しようとすると きは、指定管理者から交付を受けた京都市障害者スポーツセンター利用証を提示しなけ ればならない。
- 4 前項の京都市障害者スポーツセンター利用証の交付を受けようとする者は、京都市障害者スポーツセンター利用証交付申請書(第3号様式)に条例第5条第1号から第4号までに掲げる者であることを証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(受付期間)

- 第2条 前条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1)条例第5条第1号から第5号までに掲げる者が申請する場合 利用しようとする 日(以下「利用日」という。)の3筒月前の日
- (2)条例第5条第6号に掲げるものが申請する場合 利用日の1箇月前の日
- 2 前条第2項の規定による申請は、利用日に限り、受け付けるものとする。

(許可の決定等)

第3条 指定管理者は、第1条第1項の規定による申請があったときは、利用の許可又は 不許可を決定し、文書によりその旨を申請者に通知する。

(利用料金の環付)

- 第4条 条例第9条ただし書の規定により京都市障害者スポーツセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を還付する場合及びその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)管理上の都合により利用の許可を取り消した場合 全額
 - (2) 市長が災害その他特別の理由により利用ができなくなったと認める場合 2分の1に相当する額

(利用料金の減免)

第5条 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、 指定管理者に提出しなければならない。

(特別の設備)

第6条 条例第11条第1項の規定により特別の許可を受けようとするものは、当該設備 に係る設計書、仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しな ければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和63年4月16日から施行する。
- 2 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、平成18年4月1日から施行する